

御 市 介 号 外
令和8年6月18日

指定居宅介護支援事業所代表者 様

御所市介護保険課長 古沢 己貴

同居家族がいる場合における訪問介護サービスの生活援助の申請について（変更）

平素は、本市の介護保険制度の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、標記の件について、同居者が就労等の為生活援助に入る場合の添付資料として、従来は「就労証明書、又は社会保険の健康保険証の写し、勤務表等」としていましたが、「就労証明書、又はその他就労が証明できるもの」の提出による申請といたします。就労が証明できるものの内容やその他何らかの理由で証明できるものが提出できない場合等は、別途ご相談ください。

記

- 要介護の場合
生活援助単位算定届出書 1 枚
診断書又は就労証明書（その他の証明書）
ケアプラン（第1表・第2表）
週間サービス計画表
サービス担当者会議の内容
サービス利用票及び別表
訪問介護サービス計画書

- 要支援の場合
生活援助単位算定届出書 1 枚
診断書又は就労証明書（その他の証明書）
介護予防サービス支援計画書
サービス担当者会議の内容
サービス利用票及び別表
訪問介護サービス計画書

同居家族がいる場合における訪問介護サービスの生活援助の取り扱いについて

令和8年6月18日より運用

1、 診断書について

- 1) 同居家族の疾病の場合の診断書は基本的に必要である。
- 2) 適用期間は基本認定有効期間とする。(生活援助の認定から次回の要介護等認定有効期間が半年以内で、慢性疾患等で病状が安定している場合は、次回更新申請時に診断書の再提出は必要ない。その他の申請書類は必要である。)

2、 就労証明書について

- 1) 現在就労していることが証明できるものの提出が必要である。(就労証明書等)
- 2) 適用期間は基本認定有効期間内とする。(生活援助の認定から次回の要介護等認定有効期間が半年以内の場合は、次回の更新申請時に就労証明書等の再提出は必要ない。その他の申請書類は必要である。)

なお、就労先等に変更があった場合は連絡して下さい。